

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から56年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和54年1月に国民年金に任意加入し、加入手続と同時に付加保険料納付の申出も行い、60年4月に厚生年金保険に加入するまでは、定額保険料と付加保険料を納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①についてはすべて未納、申立期間②については付加保険料のみが未納となっており納付できない。

申立期間①を定額保険料と付加保険料納付済期間、申立期間②を付加保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を除き、国民年金加入期間について未納が無く、昭和54年1月26日に国民年金に任意加入と同時に、付加保険料納付の申出も行い、申立期間を除く任意加入期間についてはすべて付加保険料を納付している。

また、申立期間①の前後の国民年金加入期間は、申立期間②を除き、定額保険料と付加保険料を納付しており、申立期間を通じて申立人の夫の仕事等に変化は無い上、申立人の夫に係るオンライン記録、被保険者記録（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人の夫の昭和40年6月から46年3月まで及び47年4月から同年6月までの73月分の国民年金保険料を申立期間①中の55年6月30日に特例納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間①当時、申立人が申立期間①に

係る国民年金保険料を納付できなかつたとは考え難い。

さらに、国民年金の特殊台帳において、昭和 55 年度の納付記録欄には、当初、「年度完納」及び「~~付~~12」と記載されたものが、特段の理由の記載や訂正印も無く二重線で抹消され、「00 00」に訂正されていることが確認でき、適切な事務処理が行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間②については、オンライン記録によれば、昭和 60 年 10 月 9 日に過年度納付書が作成された記録が確認できること、及びA市の国民年金被保険者名簿の当該期間の記録欄には、「定」の文字及び「60.12.25」というゴム印が押されていることから、当該期間については、同年 12 月 25 日に定額保険料を納付したことが推認できる上、制度上、付加保険料は、定額保険料の納付期限までに納付しなかつたときは、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなすとされていること、及び日本年金機構事務センターは、「過年度納付の場合は、定額保険料のみの納付書しか送付されなかつた。」と回答していることを踏まえると、申立人が、申立期間②の国民年金付加保険料を納付できなかつたと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間②において、国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録について、平成19年2月は14万2,000円、同年3月は15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日から同年4月1日まで
② 平成19年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成18年1月にA社に入社し、19年11月に退職した。厚生年金保険には同年1月に加入したが、私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録によると、同年2月分と3月分の標準報酬月額が、当時、実際に受け取っていた給与額より低くなっているため、申立期間①の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、A社に係る被保険者資格喪失日が退職日と同じ平成19年11月30日となっており、同年11月が被保険者期間に算入されていないため、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社から提出されたA社に係る申立人の平成19年分給与明細リストにより確認できる報酬月額及び保険料控除額から、同年2月は14万2,000円、同年3月は15万円とすることが必要である。

申立期間②については、A社は、年金事務所に対し、平成22年2月25日付けで、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正)を提出しているが、この時点では、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間②は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る在職証明書、出勤簿、平成19年分の給与明細リスト及び同年11月分の給料明細書により、申立人が、申立期間②において、A社に勤務し、同年11月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間①については、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届および標準報酬決定通知書により、A社は、申立人の資格取得時の報酬月額を13万円(標準報酬月額は、13万4,000円)として届出を行っていることが確認できる上、申立期間②については、年金事務所から提出されたA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正)により、A社は申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人のA社に係る被保険者資格喪失日を訂正する旨の届出を行ったことが確認できるほか、A社は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料(申立期間①については、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に、資格喪失日に係る記録を36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、35年7月から同年11月までの期間を7,000円、同年12月を1万円、36年1月から同年3月までの期間を1万2,000円、同年4月を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から36年5月1日まで

私は、昭和35年7月1日にA社の中にあつたB社に入社し、37年6月30日まで継続して勤務していたのに、私の厚生年金保険の加入記録が36年5月1日からとなっていることに納得できない。

私が所持している給料支払明細書でも、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

勤務している間に工場がC市からD市に移転し、社名がE社に変わったが、仕事の内容等に変化は無く、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和35年7月分から37年6月分までの給料支払明細書を見ると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、「A社に勤務していた親類の者の紹介でC市にあつたB社に入社した。」としているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該親類の者、申立人が一緒に仕事をしていたとする上司及び同僚5人は、いずれも、申立人が入社したとする日より前に、A

社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該上司及び事情を聴取できた同僚1人は、「申立人は、私がA社に入社して2か月から3か月ぐらい後に入社し、一緒に同じ仕事をしていた。C市からD市に工場が移転したときにも一緒であった。」としている。

さらに、申立人から提出された給料支払明細書を見ると、昭和35年7月分から36年4月分までについては、事業所名は記載されていないものの、その様式等は、同年5月分以降の「E社」と記載されたものと同様である上、申立人は、「勤務している間は会社の寮に入居していた。」としているところ、35年10月分から36年4月分までの給料支払明細書において、同額の寮費（一部、「食費」と記載されているが、その額から「寮費」と推認）が給与から控除されているほか、前述の上司は、「D市に移転し、社名をE社に変更してからは、私も給与計算等の事務を一部担当していたが、C市に事業所があったときには、給与事務などの一切の事務をA社が行っていた。」としているところ、当該期間における給料支払明細書において、「係員」の欄に当該上司の氏名が押印されている（昭和35年8月分、同年11月分及び同年12月分については空欄）ことを踏まえると、申立人は、B社の社員として勤務していたとしているものの、申立期間においては、A社に勤務し、A社から支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和35年7月から同年11月までの期間を7,000円、同年12月を1万円、36年1月から同年3月までの期間を1万2,000円、同年4月を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員及び事務担当者も死亡していることから事情を聴取することができないが、申立期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から36年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成19年8月3日は24万円、同年12月20日は23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日

A社において、申立期間において支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成19年給料台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年8月3日は24万円、同年12月20日は23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成19年8月3日は18万5,000円、同年12月20日は9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日

A社において、申立期間において支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成19年給料台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年8月3日は18万5,000円、同年12月20日は9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成19年8月3日は21万5,000円、同年12月20日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日

A社において、申立期間において支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成19年給料台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年8月3日は21万5,000円、同年12月20日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成19年8月3日は21万円、同年12月20日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日

A社において、申立期間において支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成19年給料台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年8月3日は21万円、同年12月20日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

A社において、申立期間において支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成19年給料台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和48年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和48年6月1日から49年8月1日まで

申立期間①については、昭和48年5月31日に、当時私が勤務していたA社がB社（現在は、C社）と合併したため、私も翌日付けでB社の社員となったが、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年5月31日となっており、同年5月が被保険者期間となっていない。

私がA社に昭和48年5月31日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②については、B社における申立期間②に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低くなっている。

申立期間②において、職務内容及び勤務地が変わることはなく、給与も年1回昇給していたことは間違いないので、申立期間②における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録上、A社は、昭和48年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①においては適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿によると、A社は、昭和48年5月31日に解散していることが確認できる上、C社から提出された賃金台帳の写しによると、事業所名は記載されていないものの、申立人に対して、同年6月分の給与として、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間を含む同年5月21日から同年6月20日までの給与が併せて支払われており、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、オンライン記録上、昭和48年5月31日付けでA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している5人（申立人を含む。）全員が同年6月1日にB社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、C社から提出された賃金台帳の写しのうち、「48年度6月分給料計算書」によると、当該5人に給与が支給されていることが確認できることから、業種及び従業員数から見て、A社は、申立期間①において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、C社から提出された賃金台帳の写しにより確認できる保険料控除額から、6万円とすることが必要である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、これを確認することはできないが、申立期間①において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所ではなくなる届出を行ったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和48年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出された賃金台帳の写しにより確認できる保険料控除額から、6万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、「当時の資料は保管していないため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうかは不明である。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和48年7月1日から49年8月1日までの期間については、C社から提出された賃金台帳の写しにより、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づき算定された厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる上、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和48年7月1日から49年8月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年7月1日から同年8月1日までの期間及び15年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間のうち、12年7月の標準報酬月額に係る記録を26万円、15年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から18年2月1日まで

私は、平成4年1月から18年1月までA社に勤務していたが、「ねんきん定期便」を見て、申立期間については、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額や保険料控除額に見合う額よりも低くなっていることが分かった。

私が保管している申立期間の一部に係る給料支払明細書により、申立期間当時の給与額や保険料控除額が確認できるので、申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

また、i) A社から提出された申立期間に係る内容の異なる複数の賃金台帳のうち、A社が実際の給与支払内容を記載していたとする台帳（以下「実際の賃金台帳」という。）における申立人の申立期間に係る給与支給額（所得税の課税対象額。通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の年間の合計額が、申立人の所得税の源泉徴収に関する資料（申立人の平成12年から18年までの各年に係る給与支払報告書（個人別明細書））における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」と一致していること、ii) A社から提出された全従業員の各月ごとの賃金を整理した賃金台帳によると、各月の全従業員分の給与支給額（通勤手当を除く。）及び社会保険料控除額の合計額は、総勘定元帳（勘定科目は給料手当及び法定福利費）に記載されている各月のそれぞれの額と一致しているところ、当該賃金台帳により確認できる申立人の申立期間に係る各月の給与支給額及び社会保険料控除額が、前述の実際の賃金台帳により確認できるそれぞれの額と一致していることから、実際の賃金台帳は、申立人の申立期間に係る実際の給与支払内容が記載されたものと推認される。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月及び15年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年7月は26万円、15年4月から同年7月までの期間は22万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された申立人の平成12年7月に行われた標準報酬月額の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び14年10月に行われた標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、A社は、申立人の12年4月から同年6月までの期間の各月の報酬月額を18万円、14年5月から同年7月までの期間の各月の報酬月額を18万600円として届出を行っていることが確認できるところ、A社は、実際の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月から15年3月までの期間及び同年8月から18年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間の一部に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除額の欄には、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額が記載されているものの、A社から提出された当該期間に係る実際の賃金台帳

に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致又は低くなっていることが確認できるところ、A社の経理担当者は、「当時、経営上の問題で、申立人を含む全従業員の標準報酬月額を下げる手続きを行い、当該月額に基づき保険料を控除していたが、事情により実際の支給内容とは異なる給料支払明細書を交付していた。」としている上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年8月から15年3月までの期間及び同年8月から18年1月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年7月31日まで

私は、亡夫が社長をしていたA社（現在は、B社）において、役員として継続して勤務している。

今回、社会保険事務所（当時）の訪問調査により、私の標準報酬月額が、事業所が全喪した後の平成6年8月2日付けで、5年11月にさかのぼって50万円から9万2,000円に引き下げられていることが分かった。

会社の経営等は、亡夫がすべて行っており、社会保険業務に関しても私は関与しておらず、申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正されたことは承知していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年7月31日）の直後の平成6年8月2日付けで、5年11月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、その夫と共に当該事業所の代表取締役^{そきやく}に就任していたことが確認できる。

しかし、申立人は、「私は代表取締役ではあったが、実際の事業運営は夫が行っており、自分の仕事は、客の接待や電話対応等の一般事務であり、経理、社会保険事務及び標準報酬月額の減額処理には全く関与していな

い。」としているところ、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている申立期間当時の取締役（申立人の長男で、現在の代表取締役）は、「私は、標準報酬月額の引き下げについては、全く聞いていない。母親は、代表取締役とはいえ、事務所の受付みたいなことをしており、会計は妹が行っていたので、実際の経営については何も知らなかったと思う。」としている上、申立期間当時の経理及び社会保険事務の担当者（申立人の長女で、現在の取締役）も、「母親は、不動産の書類整理等をしていた。当時の会社の代表者印は父親が管理しており、私が社会保険の届出を行う場合は父親に代表者印を借りていた。」としている。

また、A社において、申立期間以前に経理及び社会保険事務を担当していた従業員も、「代表取締役であった申立人の夫は、ワンマンなところがあり、申立人も代表取締役ではあったが、仕事の内容は、電話応対、来客の接待及び簡単な書類整理等の事務補助であり、会社の経営や給与関係等については、何も分からなかったと思う。会社の代表者印も申立人の夫が保管していたので、私も代表者印が必要なときは申立人の夫から借りていた。」としていることを踏まえると、申立人は代表取締役ではあったものの、実際の事業運営を行っていたのは、もう一人の代表取締役であった申立人の夫であり、当該夫がA社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然であり、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正について、決定し得る立場であった又は事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た50万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年2月まで

私が、平成13年6月に会社を退職した後、私の夫が、私の国民年金加入手続をしてくれた。夫は、同年*月に亡くなったが、その後の手続等は私の父親がしてくれたはずである。その後、社会保険事務所（当時）から未納になっている国民年金保険料を納付するよう指導があり、未納になっていた国民年金保険料をすべてまとめて納付したので、未納期間があることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

専任徴収員の報告書及びオンライン記録の納付督促^{じせき}事蹟によれば、申立人に対して、平成15年12月6日、17年7月6日、同年7月29日、18年3月31日に社会保険事務所から納付督促が行われていたことが確認できることから、納付督促時点において、国民年金保険料の未納があったと推認される。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所の督促により、すべて納付したはずである。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の平成16年3月から17年3月までの国民年金保険料及び申立人の母親の16年3月から18年3月までの国民年金保険料が、18年4月6日に納付されていることが確認できるところ、申立人の母親は、「娘と一緒に、郵便局で国民年金保険料をまとめて納めたことは覚えている。」としており、申立人の母親が保管している領収書における納付期間とオンライン記録も一致している上、納付日時点において、申立期間

は、時効により保険料を納付できなかったと考えられることから、申立人は、当該納付期間（平成16年3月から17年3月まで）を申立期間も含めた納付と誤認している可能性がうかがえる。

さらに、申立人の夫が死亡した後の手続等をしたとする申立人の父親は、「娘の国民健康保険料は私が納付していたが、娘の国民年金保険料は納付していない。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和58年10月に勤めていた会社を辞め、すぐに社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続をした。後日、納付書が自宅に送付され、国民年金保険料を納付した。同年10月から納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

なお、昭和58年10月分は、厚生年金保険被保険者期間と重複しているので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和58年10月に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年5月31日以降に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であるものの、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、オンライン記録から、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料も申立人と同様に未納と記録されている上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額、納付方法及び納付場所について覚えておらず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 5 月に国民年金の加入手続を行って以来、61 年 4 月から平成 13 年 7 月まで、夫の被扶養配偶者として、国民年金第 3 号被保険者となったほかは、60 歳に到達するまで、国民年金保険料を納付し続けてきた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によれば、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までは国民年金に未加入となっていることが分かった。私は、59 年 10 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったことは無く、保険料も一貫して納付し続けてきたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 10 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったことは無い。」と主張しているが、申立人が平成 20 年 3 月 5 日に社会保険事務所（当時）に提出した申立人の年金手帳の写しを見ると、国民年金の「被保険者でなくなった日」欄には「昭和 59 年 10 月 27 日」の記載があり、次に「被保険者となった日」欄に「61 年 4 月 1 日」、「種別」の欄に「3 号 A」の記載がある上、A 市の国民年金被保険者カードの「資格喪失日」欄には「59.10.27」、「資格取得」の欄には「61.4.1」、「新規・再取得の別」及び「種別」の欄には「再、強」の記載があることから、申立人は昭和 59 年 10 月 27 日に国民年金被保険者資格の喪失手続をし、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を再取得したことが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者カードの検認記録欄には、59年10月から61年3月まで「喪失」と記載され、納付された記録は無く、その記録はオンライン記録と一致している上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から26年2月まで
② 昭和26年2月から27年2月1日まで

私は、申立期間①において、A町（現在は、B市）のC社又はC社の事業主が所有するD丸又はE丸若しくはF丸に、申立期間②において、G町（現在は、H町）のI社又はJ社が所有するK丸に乗船していた。

申立期間において、それぞれの船舶に乗っていたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①における船舶所有者であったとするC社及びC社の事業主、並びに申立期間②における船舶所有者であったとするI社及びJ社については、船舶所有者記号払出簿（船舶所有者名簿）及びオンライン記録において、船員保険を適用されていたことが確認できない。

また、年金事務所は、申立人が、申立期間において乗っていたとする船舶（申立期間①はD丸、E丸及びF丸、申立期間②はK丸）のうち、申立期間①のE丸及び申立期間②のK丸については、申立人が記憶している船舶所有者とは別の船舶所有者（E丸は1人及びK丸は3人の船舶所有者）が所有していたことが確認できるとしているものの、それぞれの船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が記憶している船舶所有者と類似した名称の者又は船舶と類似した名称の船舶を所有している者に係る被保険者名簿を見ても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録上、申立人が申立期間①当時の同僚として記憶している二人

については、申立期間①における船員保険被保険者記録が確認できず、申立人は、申立期間②当時の同僚を記憶していない。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）を見ても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から61年4月1日まで

私は、昭和58年4月から61年3月までA社のB営業所に非常勤の社員として勤務していた。「ねんきん定期便」で確認したところ、58年4月から59年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者記録が確認できたものの、申立期間に係る被保険者記録が確認できなかった。3年間、勤務内容は同じであったのに、申立期間における被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び当該事業所から提出された申立人の人事記録の写しにより、申立人は、申立期間において、B営業所に非常勤の社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が、申立人と同じ非常勤の社員として当該事業所に勤務していたとする7人については、オンライン記録上、いずれも申立人と同じ昭和59年4月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、そのうちの1人は、「私は、昭和57年から3年間、A社のC営業所に勤務していたが、3年目になって、『今年から厚生年金保険には加入できず、保険料も控除されない。』と聞いた覚えがある。」としているほか、当該事業所において、昭和59年度に被保険者資格を取得した者のうち、当該事業所又は本人から勤務形態に関する事情が聴取できた11人は、いずれも非常勤の社員ではなかったものと推認されることから、経緯は不明であるが、当該事業所は、非常勤の社員については、59年4月1日からは厚生年金保険に加入させない取扱いとした

可能性がある。

また、申立人が、同じB営業所に勤務し、勤務時間が同じであったとする同僚については、昭和59年4月1日以降もA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、この者について、当該事業所は、「昭和58年度は非常勤であったが、59年度以降は常勤となっている。」としている上、当該事業所は、「当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているほか、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、前年より低くなっていることが分かった。

当時、病気等により長期間欠勤することは無く、毎年 4 月には定期昇給しており、標準報酬月額が下がることは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和 41 年 10 月 1 日時点では 4 万 2,000 円であった申立人の標準報酬月額が、42 年 9 月 1 日に 4 万 8,000 円に、同年 10 月 1 日に 3 万 3,000 円に改定されていることが確認できる。オンライン記録上、当該事業所において、申立人と同日（昭和 39 年 4 月 1 日）に資格取得した 53 人（申立人及び申立期間より前に資格喪失した 6 人を除く。）の標準報酬月額の推移を確認したところ、52 人が同年 10 月に減額して改定されていることが確認でき、このうちの 32 人が、申立人と同様に、42 年 9 月に増額して改定された後、同年 10 月に減額して改定されていることが確認できる。

また、A 社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」とする一方、当該事業所の人事部の現在の担当者は、「当時の資料が無いので確かなことは言えないが、賞

与については、現在年2回支給されているところ、以前は年4回支給されていたというOBの話聞いたことがあるので、昭和42年10月に多くの従業員の標準報酬月額が減額して改定されているのであれば、この時期に賞与の支給回数が切り替わったのではないか。」としており、昭和42年10月以前は標準報酬月額の算定対象であった賞与が、支給回数の減少により算定対象とはならなくなったため、同年10月に標準報酬月額が減額して改定された可能性がある。

さらに、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額についての回答が得られなかった。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年12月2日から34年4月1日まで
夫は、昭和30年12月ごろ、A社に役員として入社し、34年3月ごろまで勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿によると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和32年9月26日から34年9月26日までの期間、A社の役員に就任(当該期間以降においても役員就任期間がある。)していたことが確認できる上、当時の同僚の回答により、少なくとも申立期間の一部において、申立人がA社に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者(前述の同僚を含む。)に聴取しても、申立人がA社に勤務していた期間及び店舗を特定することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社の閉鎖登記簿により、申立人と同日に新たにA社の役員に就任したことが確認できる9人(申立人を含む。)全員について、A社に係る被保険者記録が確認できないことから、事情は不明であるが、申立期間当時、A社は、新たに役員に就任した者を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当

時の事業主は死亡しており、申立期間当時、A社の経理担当であったとする者は、「申立人は最初から役員待遇であったが、厚生年金保険の加入については分からない。」としているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 21 日から 47 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 45 年 12 月 1 日から 47 年 6 月 30 日まで、A 社で現場責任者として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において、A 社に正社員として在籍していたことを、当時の部下が証明しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の加入記録（被保険者資格取得年月日は昭和 45 年 12 月 16 日、離職年月日は 46 年 7 月 15 日）及び申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、申立人は、申立期間の一部において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、申立人が、申立期間当時、A 社で申立人の部下であったとする者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該部下は、申立期間の一部において、別の事業所に係る被保険者記録が確認できることから、申立期間のすべてにおいて、申立人が A 社に在籍していたとまでは推認できないほか、申立人は、当時の同僚 3 人（前述の申立人の部下であったとする者を除く。）を覚えているものの、申立期間及びその前後の期間における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、当該同僚 3 人の A 社に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、「当時の従業員数は、多いときで 12、13 人程度であ

った。」としているところ、A社に係る被保険者原票によると、昭和46年5月末日時点におけるA社の被保険者数は9人であったものの、同年6月に事業主ほか2人の計3人を除く6人（申立人を含む。）がA社に係る被保険者資格を喪失していることから、経緯は不明であるが、A社は、何らかの事情により、同年6月に一部の従業員の被保険者資格を喪失させた可能性がある。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、事業主の妻（申立期間後の事業主）からも回答が得られず、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 29 日から 49 年 12 月 29 日まで
私は、昭和 48 年 11 月から 49 年 12 月まで A 社が所有する B 丸に乗船し、C 海域などで漁の指導をしていた。
しかし、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る船員保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A 社が申立人に交付した昭和 50 年 1 月 9 日付けの通知文書及び同僚の回答により、申立人は、申立期間において、B 丸に乗船していたものと推認される。

しかし、A 社の事業を継承している D 社の事業主は、「申立人が乗船していたとする B 丸は、A 社の親会社である E 社が便宜置籍船として F 国船籍で運航させていた船であり、申立期間は、制度上、当該船舶に乗っていた船員を船員保険に加入させていなかったと思う。」としているところ、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」（昭和 51 年 4 月 1 日庁保険発第 7 号）により、日本の船舶所有者に使用されている日本人船員で、外国法人等に派遣された者が、船員保険の被保険者となれたのは、昭和 51 年 4 月以降であることが確認できる。

また、申立期間において、申立人と一緒に B 丸に乗船していたとする同僚は、「私は、昭和 48 年後半から 1 年ぐらい F 国船籍の B 丸に乗っていたが、当該船舶に乗っていた期間は、船員保険には加入していなかったため、国民健康保険に加入していた。」としている。

さらに、D 社の事業主は、「申立人の申立期間に係る船員保険料は控除

していないと思う。」としている上、前述の同僚も、「船員保険料は控除されていなかった。」としているほか、船舶所有者がA社の元事業主と推認される者に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 712 (事案 552 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から 44 年 5 月 8 日まで

私は、申立期間において、A社のB丸に乗船していたが、船員保険の加入記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 4 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私が所持している船員手帳には、申立期間に係る雇止日が昭和 44 年 5 月 7 日と記載されており、官庁公認印欄にはC町（現在は、D市）長印が押されているのに、申立期間が船員保険被保険者期間と認められなかったことに納得できない。

新たに見付かった申立期間当時の家計簿により、申立期間に給与が支給されていたことが確認できるし、申立期間直前の昭和 43 年 12 月*日に寄港地で撮った写真もあるので、改めて調査した上で、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された船員手帳の写しによると、B丸における雇止年月日は、昭和 44 年 5 月 7 日と記載されているが、A社の元代表取締役及び元役員並びに複数の同僚の回答により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していなかった可能性を否定できない上、当該元代表取締役及び元役員は、いずれも「B丸が昭和 43 年 12 月の航海を終了した後に、申立人を含むB丸に乗船していたほとんどの船員を雇止めとしたため、その後は申立人を雇用しておらず、給与を支払っていないので、船員保険料も控除していない。」としているほか、B丸に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、

申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間当時の家計簿により、申立期間当時、A社から給与が支給されていたことが確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしいと申し立てているが、申立人から提出された昭和43年及び44年の家計簿を検証しても、申立期間において、「給料」及び「A社」との記載は散見されるものの、当該記載内容からは、給与から船員保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立人から提出された写真の裏面には「S43. 12. *」及び寄港地の名称が記載されているものの、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者のうち、新たに事情を聴取できた者で、前述の元代表取締役が、申立期間当時、B丸の保安要員であったとする者は、「申立人と一緒に写っているのは私であるが、この写真を撮った時期はよく覚えていない。B丸は、昭和43年12月ごろにD市に帰港した後、債権者に差し押さえられたと思う。B丸が差し押さえられた後は、当該船舶には債権者以外の者は近づくことができず、倒産した会社からは、給与は支払われていなかったと思う。」と回答している。

したがって、今回、申立人から新たに提出された家計簿等を調査したが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から同年 11 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 4 月まで

私は、申立期間①において、A社が所有するB丸に、申立期間②において、C社D支社に勤務していたが、当該期間に係る船員保険及び厚生年金保険の記録が無い。

それぞれの期間において、船員保険料又は厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間①を船員保険被保険者期間、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、商業登記簿謄本によると、申立人が勤務していたとするA社は、申立期間①当時設立されておらず、A社と名称が類似するE社の事業を引き継いだF社は、E社がB丸を所有していたことを認めていることから、申立人が勤務していたとする事業所は、E社であったと考えられる。

しかし、申立期間①及びその前後の期間において、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立期間①の一部においてB丸に乗船していたとする者を含む。）に聴取しても申立人を覚えていない上、申立人が覚えている当時の船長と同じ姓の者については、E社に係る被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており事情を聴取することができず、申立人が、申立期間①において、E社に勤務していたことを特定することができなかった。

また、F社は、「当時の資料が無く、申立人が在籍していたことを確認

できず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立人が、当時、申立人の給与を受け取っていたかもしれないとしている申立人の母親は、既に死亡しており事情を聴取することができないほか、申立期間①及びその前後の期間において、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及びその前後の期間について、E社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できなかった。

申立期間②については、申立人から提出された名刺に記載されているC社本社の所在地は、商業登記簿謄本により確認できる申立期間②当時の所在地と一致している上、申立人が姓のみを覚えている同僚 11 人のうちの 5 人について、当該 5 人と同じ姓の者のC社本社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることなどから、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするC社D支社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、前述のとおり、申立人が覚えている同僚 11 人のうちの 5 人と同じ姓の者のC社本社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立期間②当時、C社は、本社において、従業員を一括して厚生年金保険に加入させていた可能性があるが、残り 6 人について、当該 6 人と同じ姓の者のC社本社に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当該 6 人は申立人と同じ営業担当であった旨述べているところ、C社本社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 51 年 9 月 21 日に取得している者は、「私は、昭和 51 年 6 月にG支社に入社したが、試用期間が 3 か月間あった。」としていることから、C社は申立期間②当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、C社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍は確認できない。申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としている上、申立期間②及びその前後の期間において、C社本社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間②及びその前後の期間について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立期間①及び②において、事業主により申立人の船員保険料又は厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで
② 昭和 27 年 4 月から 28 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 25 年 10 月から 26 年 6 月まではA社（現在は、B社）C 営業所に、27 年 4 月から 30 年 8 月まではD社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「昭和 26 年 3 月にA社C 営業所を辞めたときに失業保険金を受給したことを覚えているので、25 年 10 月から勤務していたはずである。」と主張しているが、申立期間①及びその前後の期間において、A社C 営業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの一人が、申立人を覚えているものの、その者も申立人が入社した時期までは覚えていない上、雇用保険の加入記録等も確認できないことから、申立人が当該事業所に勤務していた時期を特定できない。

また、申立人は、「父親は、昭和 22 年ごろからA社C 営業所に勤務していた。父親の紹介で 23 年ごろに入社した同僚は、26 年ごろに退社したと思う。」としているところ、オンライン記録上、申立人の父親は、A社C 営業所に係る厚生年金保険被保険者資格を 2 回取得していることが確認できるが、最初の被保険者資格を申立人と同じ昭和 26 年 3 月 1 日に取得していることが確認できる上、当該同僚については、当該事業所に係る被

保険者記録が確認できないことから、当該事業所は、申立期間①当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、B社は、「当時の書類は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立期間①及びその前後の期間において、A社C営業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が覚えているD社における同僚のうちの事情を聴取できた二人が、申立人を覚えているものの、当該同僚二人は、いずれも申立人が入社した時期までは覚えていないことから、申立人が当該事業所に勤務していた時期を特定できない。

また、申立人は、「昭和 27 年 4 月にA社C営業所で同僚であった者と一緒にD社に入社した。」と主張しているが、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が当該事業所に一緒に入社したとする者は、当該事業所に係る被保険者資格を申立人と同じ昭和 28 年 6 月 21 日に取得していることが確認できる上、申立人が、自身よりも一年早く当該事業所に入社していたとする同僚は、当該事業所に係る被保険者資格を 2 回取得していることが確認できるが、最初の被保険者資格を 27 年 2 月 21 日に取得していることが確認できる。

さらに、申立人が自身よりも先にD社に入社していたとする同僚 3 人のうち、2 人は当該事業所に係る被保険者資格を申立人と同じ昭和 28 年 6 月 21 日に取得していることが確認できる上、残りの 1 人は申立人が同資格を取得してから 4 か月後の同年 10 月 21 日に同資格を取得していることが確認できることから、D社は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

加えて、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の役員は死亡又は所在不明であり、申立期間②及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和32年1月17日から33年8月31日まで

私は、昭和31年9月から33年8月までの期間、A社（現在は、B社）C工場に期間工として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は、31年11月1日から32年1月17日までの期間となっており、申立期間の記録が確認できない。

A社との雇用契約は6か月更新で、通算2年間勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚4人は、いずれも姓のみであるため、これらの者を特定できない上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる当該4人の姓と同姓の者を調査したが、1人以外はいずれも死亡又は所在不明等で事情を聴取できず、事情を聴取できた1人も申立人を覚えていない。

また、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことを特定できない。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者は、「期間工は雇用契約終了後、いったん解雇されたので、更新の上、継続して雇用されることは無かった。」としている

上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されているA社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、B社は、「当社のC工場は既に閉鎖しており、当時の書類は保管していないため、申立人の在籍期間については確認できず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうか不明である。」としている上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から同年7月まで

「ねんきん定期便」により、私がA社（現在は、B社）に役員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額と比較して著しく低額であることが分かった。

申立期間当時、役員報酬が下がったことは無く、役員報酬変更のための定時又は臨時の社員総会が開かれたことも無かった。

申立期間の標準報酬月額を当時の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の代表取締役は、「当時の会社の資料は水害で流出したので、当時の申立人の給与額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。」としている上、申立期間当時、A社が税務関係事務を委託していた税理士事務所も、「申立期間当時の書類は廃棄している。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうちの事情を聴取できた9人は、いずれも申立期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を覚えておらず、このうち、事務職であったとする3人も、「申立人の報酬については分からない。」としており、ほかに申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、A社の役員であったことが確認できるところ、B社の代表取締役は、

「私の父親である申立人は、申立期間当時、経理や給与計算、社会保険事務等を担当していた役員であった。」としている上、前述の9人は、「申立人は役員であった。職務は、帳簿及び会計、経理、営業等の事務全般を行っていた。」としていることから、申立人自らが社会保険の報酬月額に係る各種届出及び厚生年金保険料の控除に関する事務を行っていたことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。